

## 令和 8 年度平田村簡易水道事業水質検査計画

### ①水質検査計画に関する基本方針

平田村簡易水道事業における水質検査計画は、給水する水道水の安全性を的確・迅速に確認することを基本とし、水道法の規定により水質検査を実施することを基本とします。

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目、性状確認のための平田村が独自で行う検査項目とします。なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第 15 条の 4 に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき項目、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価の上、需要者に対して公表します。

### ②平田村簡易水道事業の概要

本村の簡易水道事業は、昭和 49 年 8 月 21 日創設事業認可を得て、同年 9 月に工事に着手、昭和 53 年 12 月に事業が竣功し、1 日当たり 800 m<sup>3</sup>/日の給水能力を有する施設が完成いたしました。その後生活様式の近代化や市街地形成により、水需要は増加の一途をたどり、施設能力の限界に達するようになったため、平成 5 年から 3 年間で第 1 次拡張事業を実施し 1,020 m<sup>3</sup>/日の水量を確保し併せて 1,820 m<sup>3</sup>/日の給水能力を有する水道施設が完成いたしました。また、軽微な変更として、給水要望のあった東山字石田地区を平成 15 年 5 月に給水区域に包含してきたところです。

水道施設としては、下蓬田字乙空釜地区に浄水場があり、乙空釜川の表流水及び地下水を水源として浄水し、ポンプ加圧で乙空釜配水池に送水、そこから自然流下方式により各家庭に給水しています。

また、平成 26 年 5 月から原水調整池を利用したの運営が開始となり、表流水(乙空釜川)の高濁度時においても、安定した原水での運転が可能となりました。

区 分	創 設	第 1 次拡張	軽微な変更
認 可 年 月 日	昭和 49 年 8 月 21 日	平成 5 年 3 月 18 日	平成 15 年 5 月 13 日
着 工	昭和 49 年 9 月	平成 5 年 6 月	平成 15 年 10 月
竣 功	昭和 53 年 12 月	平成 8 年 3 月	平成 16 年 3 月
総 事 業 費 (千円)	723,835	1,715,686	5,702
給 水 人 口 (人)	4,100	4,730	4,773
1 日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	800	1,820	1,825
1 人 1 日最大給水量(ℓ/人)	150	385	382
1 日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)	540	1,413	1,421
給水区域面積 (ha)	21.5	26.7	26.9
目 標 年 度	昭和 58 年度	平成 14 年度	平成 26 年度

### 令和 7 年度給水状況

給水区域内人口	3,151 人	1 日平均給水量	1,219 m <sup>3</sup>
給 水 人 口	2,657 人	1 日最大給水量	1,428 m <sup>3</sup>
給 水 普 及 率	84.32 %	年 間 給 水 量	445,068 m <sup>3</sup>
給 水 戸 数	1,119 戸	有 収 率	78.88 %

## 1. 水質管理において留意すべき事項

本村の水源である乙空釜川流域には、平田村と玉川村併せて5世帯程あり生活雑排水、畜産糞尿、農薬等が流入する恐れがあるため、水質検査にあたっては水道法で定められた水質基準項目について定期的に検査します。

また、筒地地域及び大柏木地域の給水栓末端にて、夏場のpH値の上昇及び残留塩素の低下が懸念されるため、路上局監視装置により監視を強化しています。

なお、水道原水及び水道水における汚染の要因、水質管理上優先すべき対象項目は次のとおりです。

区 分	薬品・資機材の使用状況	汚 染 の 要 因	水質管理上の優先項目
原 水 (水源～浄水場取水口)	_____	生活排水、し尿汚染 渇水期の水質悪化 農薬の影響	硝酸態窒素 亜硝酸態窒素 濁度 有機物(TOC) 使用農薬の把握
浄水工程 (浄水場取水口～給水栓)	浄水処理及び消毒の工程で次亜塩素酸ナトリウムの使用 原水の凝集工程でPAC(ポリ塩化アルミニウム)を使用	消毒副生成物	消毒副生成物 (クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド)

## 2. 水道法施行規則第 15 条第 1 項の検査に関する事項

### ①毎日検査

1 日 1 回、地区内の給水栓において色、濁り、残留塩素の検査を配水系統別 3 地点で行います。

### ②毎月検査

年 11 回、全項目検査の月を除く月に、給水栓において、水質変化の指標となる 9 項目について検査を配水系統別 3 地点で行います。

### ③全項目検査（水質基準項目）

年 1 回(7 月)に、給水栓において 52 項目の水質検査を配水系統別 1 地点で行います。

### ④精密検査(水質基準項目)

年 1 回(7 月)に、給水栓において 51 項目の水質検査を配水系統別 2 地点で行います。

### ⑤原水調査

8 月に消毒副生成物及び味をのぞいた 39 項目の水質検査を原水別(表流水、地下水、原水調整池)に行います。

### ⑥原虫検査

年 4 回(4 月、7 月、10 月、1 月)表流水(乙空釜川、原水調整池)、地下水においてクリプトスポリジウム(リスクレベル 4)及びジアルジアの検査を行います。

### ⑦指標菌検査

表流水、地下水、原水調整池においてそれぞれ毎月、大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を行います。

### ⑧便検査（健康診断）

浄水場に出入りする水道技術管理者及び浄水場管理人を対象に、年 1 回、便検査(赤痢・チフス・パラチフス・サルモネラ・O-157)を行います。

### ※検査地点

浄水は配水系統別 3 地点・・・平田村大字永田地内、蓬田新田地内、北方地内

原水は水源取水別 3 箇所・・・表流水、地下水、原水調整池

令和8年度水質検査項目表

項目NO	検査項目	基準値	検査回数	水道法に基づく検査頻度	過去3年間の最高値	検査頻度	設定理由		
1	一般細菌	100個/mL以下	12	月1回	0個/mL	月1回	水道法に基づき実施		
2	大腸菌	検出されないこと	12		不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	年4回	0.0003mg/L以下	年1回	※1		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1		0.00005mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1		0.001mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1		0.001mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1		0.001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1		0.002mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1		0.004mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4		0.001mg/L以下			年4回	水道法に基づき実施
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1		0.49mg/L			年1回	※1
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1		0.1mg/L				
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下	1		0.1mg/L以下				
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1		0.0002mg/L以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1		0.005mg/L以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1		0.001mg/L以下				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1		0.001mg/L以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1		0.001mg/L以下				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1		0.001mg/L以下				
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	1		0.000005mg/L以下		※3		
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1		0.001mg/L以下		※1		
22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4		0.12mg/L	年4回	水道法に基づき実施		
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	0.002mg/L以下	月1回	※2			
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	12	0.026mg/L					
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	0.009mg/L	年4回	水道法に基づき実施			
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	12	0.003mg/L	月1回	※2			
27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	0.001,g/L以下	年4回	水道法に基づき実施			
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	12	0.04mg/L	年1回	※1			
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	0.014mg/L以下	年4回	水道法に基づき実施			
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	12	0.01mg/L	月1回	※2			
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	12	0.001mg/L以下					
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	0.008mg/L以下	年4回	水道法に基づき実施			
33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	1	0.01mg/L	年1回	※1			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	4	0.09mg/L	年4回	水道法に基づき実施			
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	0.07mg/L	年1回	※1			
36	銅及びその化合物	1 mg/L以下	1	0.01mg/L以下					
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	7.2mg/L					
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	0.001mg/L以下					
39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	月1回	8.9mg/L	月1回	水道法に基づき実施		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	1	年4回	23mg/L	年1回	※1		
41	蒸発残留物	500 mg/L以下	1		81mg/L				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1		0.02mg/L以下				
43	ジオオキシベンゼン	0.00001mg/L以下	1	発生時期に	0.000001mg/L以下	年1回	※1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1	月1回	0.000001mg/L以下				
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1	年4回	0.002mg/L以下	年1回	※1		
46	フェノール類	0.005 mg/L以下	1		0.0005mg/L以下				
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	12	月1回	0.9mg/L	月1回	水道法に基づき実施		
48	pH値	5.8 ~ 8.6	12		7.1				
49	味	異常でないこと	12		異常なし				
50	臭気	異常でないこと	12		異常なし				
51	色度	5度以下	12		1.4度				
52	濁度	2度以下	12		0.3度				

※1 過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下  
 ※2 安全面を考慮して検査回数を増やして実施  
 ※3 令和7年度の検査結果が基準値の5分の1以下

### 3. 水道法施行規則第 15 条第 2 項の検査に関する事項

水道法第 20 条第 1 項の規定により行う臨時の水質検査は、水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことが出来ず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ①原因不明の色及び濁りに変化が生ずるなど、水質が著しく悪化したとき。
- ②臭気等に著しい変化が生ずるなど異常があったとき。
- ③その他必要があると認められるとき。

※臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

### 4. 水道法第 20 条第 3 項の規定による水質検査

採水、水質検査、成績書発行までの業務を水道法第 20 条第 3 項登録機関に委託します。  
委託先は、精度と信頼性を考慮し選定します。

- ①飲料水検査の ISO9001 取得している県内の検査機関
- ②全 51 項目を自社分析できる県内の検査機関
- ③令和 7 年度厚生労働省・水道水質検査精度管理調査で「第 1 群」と評価された県内の検査機関
- ④臨時検査では、少なくとも 3 日で検査結果が出せる体制が整備されている検査機関

### 5. その他、水質検査の実施に際し配慮すべき事項

- ①浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性を判定し評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い水質管理の指標とします。
- ②水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮し、毎年度見直しを実施します。
- ③検査計画外項目については、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

### 6. 検査計画及び検査結果の公表とお客様の声

平田村簡易水道では、水質検査計画と検査結果を役場窓口に備えるとともに、村ホームページで公表します。検査事項につきましては、村民の皆様からご意見を頂き、毎年度末に水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。